平成２２年（フ）第１６号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙704番地
債務者　松山　浩恵
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
鹿児島県姶良市平松1917番地２
債務者　小松　敏哉
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
鹿児島県姶良市西餅田838番地　１－Ｄ棟
債務者　豊留奈保子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
鹿児島県霧島市国分城山町９番４号
債務者　青山　静男
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2864番地14
債務者　高橋　邦子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
盛岡市高松２丁目30番２号
債務者　佐々木孝二
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５号
宮城県柴田郡柴田町大字中名生字宮前132番地１
債務者　澤口　義明
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４７号
宮城県角田市尾山字下山102番地
債務者　南條　元子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５７号
宮城県白石市郡山字雨ケ作15番地１　２－１
債務者　日下　光雄
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５９号
宮城県白石市白川内親字荒25番地３
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１０３号
福島市鳥谷野字天神14番地の１　アーク108201号
債務者　酒井　美香
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
高知市桟橋通１丁目３番７号　第11つくもコーポ302
債務者　中山　慶
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６７号
高知県南国市立田555番地
債務者　依光　勲
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７６号
高知市六泉寺町22番地　市住212号
債務者　山下　義博
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８０号
高知県南国市大埇甲2243番地
債務者　関田　雅彦
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８１号
高知県南国市大埇甲2243番地
債務者　関田　典子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８８号
高知市河ノ瀬町112番地１　コーポミキＩ－207
債務者　西森　健吉
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９１号
高知市御畳瀬255番地
債務者　井本　亨
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係